

原子力損害賠償紛争審査会会長
能見善久様

中間指針の改定を求める要望書

平成27年12月4日

福島県南相馬市長 桜井勝延

1 財物賠償について

不動産に対する財物賠償については、貴会が平成24年3月16日に策定したいわゆる中間指針の第2次追補において、帰還困難区域内の不動産の財物価値の減少を全損と評価する一方、居住制限区域及び避難指示解除準備区域（以下「両区域」といいます。）内の不動産については、避難指示解除までの均等を考慮して「一定程度減少したもの」と推認すると定められています（同追補「第2 政府による避難指示等に係る損害について」第4項）。

これを受けて東京電力株式会社は、現在、本市の両区域内の不動産に対しては、原発事故発生直前の価値に60/72の割合を乗じた価格による賠償を行っております。

しかし、こうした両区域内の不動産について避難指示解除までの期間に応じた割合による賠償は、同区域内の不動産の現状に適合したものではありません。

原発事故から既に4年9か月が経過し、管理・使用ができなかったことによる両区域内の土地、建物の荒廃は進んでおり、その程度は帰還困難区域内のものと変わりがあ

りません。両区域については、日中の立入りが可能であるとはいえ、区域内における宿泊が長く制限されてきたことで不動産の補修、清掃その他の管理行為を行う時間は極めて限られてきました。限られた時間では建物・土地の荒廃を完全に食い止める管理行為を行うことは困難であるため、荒廃の状況は帰還困難区域と変わることはありません。

加えて、平成28年4月に避難指示が解除されても、住民が両区域内で原発事故前と同じ生活を取り戻すまでには相当期間を要すると考えられ、その期間は、少なくとも1年以上要すると予想されます。そのため住民が、地域に戻り実際に不動産の管理を始められるまで、原発事故後6年を経過すると推認されます。

以上の点から本市の両区域内の不動産は、全損と評価されるべきです。

2 精神的損害賠償について

中間指針において、賠償すべき精神的損害と明記されているのは、政府等による避難指示等に基づき避難または、自宅に戻れなくなったことにより、あるいは屋内退避をし

たことにより「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害された」ことにより生じた精神的苦痛です（中間指針「第3 政府による避難指示等に係る損害について」第6項、指針I）。

これを受けて、東京電力株式会社の直接請求では、上記の精神的損害賠償の他は、生命身体損害に関する精神的損害及び中間指針第四次追補に示された帰還困難区域等の住民に対する精神的損害以外は賠償がされていません。

しかし、原発事故により被災住民が被った精神的苦痛は上記のものにとどまりません。被災した住民は、従来のご生活にはなかった原発事故により放出された放射性物質による被ばくを避けるため行動をする負担を強いられています。山への立入りや、海での遊泳が禁止されている所もあります。農作物についても作付が制限されたり、生産しても摂取が制限されたり、検査を行わなくては出荷・摂取ができない物もあります。避難区域の設定により、交通網が寸断され従前のような自由な通行が制限されていま

す。行動の制限や住民が避難したことにより、あらゆる地域で従来の地域のつながりの大半が失われています。

こうした原発事故により生じた生活環境及び自然環境の激変による精神的苦痛は、そうした変化を突き付けられた者には通常生じうるものであるので、原発事故と相当因果関係が認められる損害です。また、この精神的苦痛は、共通した環境の変化によるものなので、一定の共通した環境の中にあつた者には共通して生じうるものです。

したがって、コミュニティの崩壊、従来の平穏な生活環境及び自然環境の喪失等に基づく精神的損害は原発事故の被災住民に対し共通して賠償すべき損害です。

3 不合理な賠償格差の是正について

中間指針においては、避難指示等が行なわれた対象区域とそれ以外の区域で賠償すべき損害が区別されています。一方で、同指針では、原子力損害の範囲として一般の不法行為に基づく損害請求権における損害の範囲と特別に異なって解する理由はないとし（同指針「はじめに」、
「第2 各損害に共通する考え方」）、原発事故と相当因果

関係の認められる損害は、同指針に明記されていなくても賠償の対象となる考え方をとっています。

しかし、東京電力株式会社は、中間指針に明記してある内容のみに従って賠償を行っており、原子力損害賠償紛争解決センターも、同指針に明記してある損害の範囲と大きく異なる判断をすることがありません。そのために、同指針で対象区域以外に居住していた者に、対象区域に居住していた者と同様の原発事故と相当因果関係の認められる損害が生じていても賠償がなされないという状況が生じています。このような損害賠償の有無の差は不合理な格差であり、是正されるべきです。

現在の東京電力株式会社及び原子力損害賠償紛争解決センターの原子力損害に関する考え方では、中間指針が法律と同等に扱われていることから、単に総論としてだけではなく、対象区域内で賠償すべき損害と明記されている損害が対象区域外で生じたときも賠償するとの指針を明記することが、このような不合理な賠償の格差を是正する最も有効な手段です。

以上の点から、下記の事項を強く要望いたします。

記

- 1 避難指示の解除の時期に関わらず、現状の居住制限区域及び避難指示解除準備区域内の被災状況に即し、同区域内の不動産の価値減少の程度を全損と推認することを指針として示すこと。
- 2 原発事故被災地の住民（現在も避難指示が行われている地域以外も含む）が被った精神的苦痛のうち、コミュニティの崩壊、従来の平穏な生活環境及び自然環境の喪失等によるものを賠償すべき損害であることを指針として示すこと。
- 3 いわゆる避難指示等による区域割の基準を絶対とせず、区域内外に関わらず同等の被害実態が存在する場合には同等の賠償をすべき旨を指針として示すこと。

以 上